

6 私立専修学校・各種学校関係規定

○茨城県私立専修学校の設置に関する要項

第1 趣 旨

専修学校の設置については、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2 授業時数

設置基準第4条に規定する夜間学科等で、1年間にわたる授業時数が800時間未満のものについては、修業年限を1年6月又は2年とし、総授業時数が800時間以上となるものでなければならない。

第3 授業時間

授業時間は、1単位時間50分とする。ただし、教育上支障のない場合は45分とすることができる。

第4 設置者

- 1 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。）は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 教育免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の2分の1に相当する額以上を有する者でなければならない。

第5 校 長

校長は、教育に関する識見を有するとともに、5年以上次に掲げる職にあった者でなければならない。

- (1) 学校教育法第1条、同法第124条又は同法第134条第1項に規定する学校の長及び教員（常時勤務の者に限る。）の職
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。）の職
- (3) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校（以下「旧制の学校」という。）の長、教員又は事務職員の職
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員若しくは地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- (5) その他知事が適当と認める職

第6 教 員

- 1 設置基準第41条第6号に規定する同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校卒業程度以上を入学資格とする各種学校（修業年限1年以上のものに限る。以下同じ。）を卒業した後、学校、研究所等でその担当する教科に関する教育、研究又は技術に関する業務（以下「関連業務」という。）に従事した者であって、当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して6年以上となる者
 - (2) 担当する教科に関し、免許又は資格等を取得した後、それぞれ次に掲げる期間関連業務に従事した者
 - ア 大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては2年以上
 - イ 短期大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては4年以上
 - ウ 高等学校卒業程度の免許又は資格を取得した者にあつては6年以上
 - (3) 技術又は技能の修得を主とする分野にあつては、次に掲げる者
 - ア 当該技術又は技能に関する免許又は資格等を取得後、関連業務に9年以上従事した者
 - イ 専修学校又は各種学校を卒業した後、当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して9年以上となる者
 - (4) 次に掲げる者であつて、設置基準第41条第1号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、関連業務従事期間又は資格を有する者
 - ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者
 - (5) 医師、歯科医師、弁護士又は公認会計士
 - (6) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）における、教授、助教授及び講師の資格に関する規定に該当する者
- 2 設置基準第42条第5号に規定する、同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校卒業程度以上を入学資格とする各種学校を卒業した後、学校、研究所等で関連業務に従事した者であつて、当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者
 - (2) 担当する教科に関し、免許又は資格等を取得した後、それぞれ次に掲げる期間関連業務に従事した者
 - ア 大学卒業程度又は短期大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては2年以上
 - イ 高等学校卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては4年以上
 - (3) 技術又は技能の修得を主とする分野にあつては、次に掲げる者
 - ア 当該技術又は技能に関する免許又は資格等を取得後、関連業務に7年以上従事した者

- イ 専修学校又は各種学校を卒業した後、当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して7年以上となる者
 - (4) 次に掲げる者であつて、設置基準第42条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、関連業務従事期間又は資格を有する者
 - ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者
 - (5) 大学設置基準、短期大学設置基準及び高等専門学校設置基準における助手の資格に関する規定に当該する者
- 3 設置基準第43条第3号に規定する同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者であつて設置基準第43条第2号の規定に相当する修業年限又は関連業務従事期間を有する者をいう。
- ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者

第7 位置及び環境

設置基準第44条に規定する、教育上及び保健衛生上適切な位置及び環境とは、おおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 校地の周囲付近の区域に当該専修学校の教育環境が著しく害されるおそれのある旅館、遊技場その他の施設がないこと。
- (2) 生徒の教育上及び保健衛生上著しく害がある騒音、ばい煙その他の影響をもたらす工場等の施設がないこと。

第8 設置認可に係る資産等の審査基準

専修学校の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する専修学校の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、校舎及び校地は、原則として負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 設置基準第26条に規定する、適当な照明設備とは、その照度が黒板及び机上面において50ルクス以上測定されるものであるものとする。
- (3) 専修学校設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。
- (4) 専修学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の2分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。

- (5) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。
- (6) 専修学校の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (7) 専修学校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

付 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

茨城県私立各種学校の設置に関する要項

改正 平成29年4月1日

第1 趣 旨

各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）の施行に関し、知事の所管に属する私立各種学校についての必要な細目は、この内規の定めるところによる。

第2 各種学校の範囲

各種学校は、一定の教育目的の下に一定の教育計画に従い、反復継続して教育を行うものとする。

第3 各種学校の教科

各種学校の教科は、知識、技術又は技能に関するものとし、あわせて一般的教養に関するものを含むものとする。

第4 修業期間

- 1 規程第3条ただし書の規定により、修業期間3月以上1年未満とすることができる課程は、珠算、タイプライティング等の課程をいう。
- 2 修業期間1年以上の課程を設ける各種学校は、教育上支障がないと認められる場合、当分の間同一課程について修業期間3月以上1年未満の課程を併設することができる。

第5 授業日数

規程第4条の規定により、修業期間が1年未満の課程における授業時数はおおむね次のとおりとする。

18時間×3.5週×修業月数

第6 生徒数

規程第5条第2項ただし書の規定により、同時に授業を行う1学級の生徒数について例外の認められる場合は、当該各種学校の課程の内容が講義を主とするものである場合をいう。

第7 入学資格の明示

規程第6条の規定による入学資格とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校又は同法第134条第1項の学校の卒業者若しくは、修了程度又は年令等をいい、適当な方法によって、明示するとは、学則に記載するとともに、必要に応じて公示又は掲示等によって行うことをいう。

第8 校 長

規程第7条の規定による教育・学術又は文化に関する職又は業務に従事した者とは、次の各号に掲げる職又は業務の1又は2以上に通算して5年以上従事した者をいう。

- (1) 学校教育法第1条、同法124条又は同法第134条第1項に規定する学校の長の職
- (2) 前項に掲げる学校の職員の職
- (3) 学校教育法第1条の学校の事務職員の職（単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。）
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校の長又は教員若しくは事務職に相当する職
- (5) 国又は地方公共団体における教育学術又は文化に関する業務
- (6) 知事が適当と認める職又は業務
- (7) 外国の前各号に掲げるものに準ずる職又は業務

第9 教 員

- 1 規程第8条第1項の規定する課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、特殊な教科を除き生徒数40人を超えるごとに1人を増加するものとし、教員の半数以上は専任とする。
- 2 規程第8条第2項の規定によるその教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者とは、特殊な教科を担当する者を除き次の各号の1に該当する者をいう。
 - (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）による教育職員の免許状を有する者又は有するとみなされた者
 - (2) 高等学校又は旧令の中等学校を卒業した者及び文部大臣がこれらの学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者（特別な事由があると認められる場合にあつては、当分の間これらと同等の学力を有する者で、その教科について相当の学識経験を有する者と認められる者）

第10 校舎面積等

- 1 規程第10条第4項の規定による特別の事由とは、校舎の新築、改築の場合等をいう。
- 2 規程第11条第3項に規定する適当な照明設備とは、黒板及び机上面において50ルクス以上の照度を有するものをいう。

第11 名 称

規程第12条による各種学校については、学校教育法第1条及び第124条に規定する学校又は研究機関若しくは私塾等に類似する名称を使用せしめないものとする。

第12 標 示

規程第13条の規定による標示は、別表の様式によるものとする。

第13 各種学校の経営

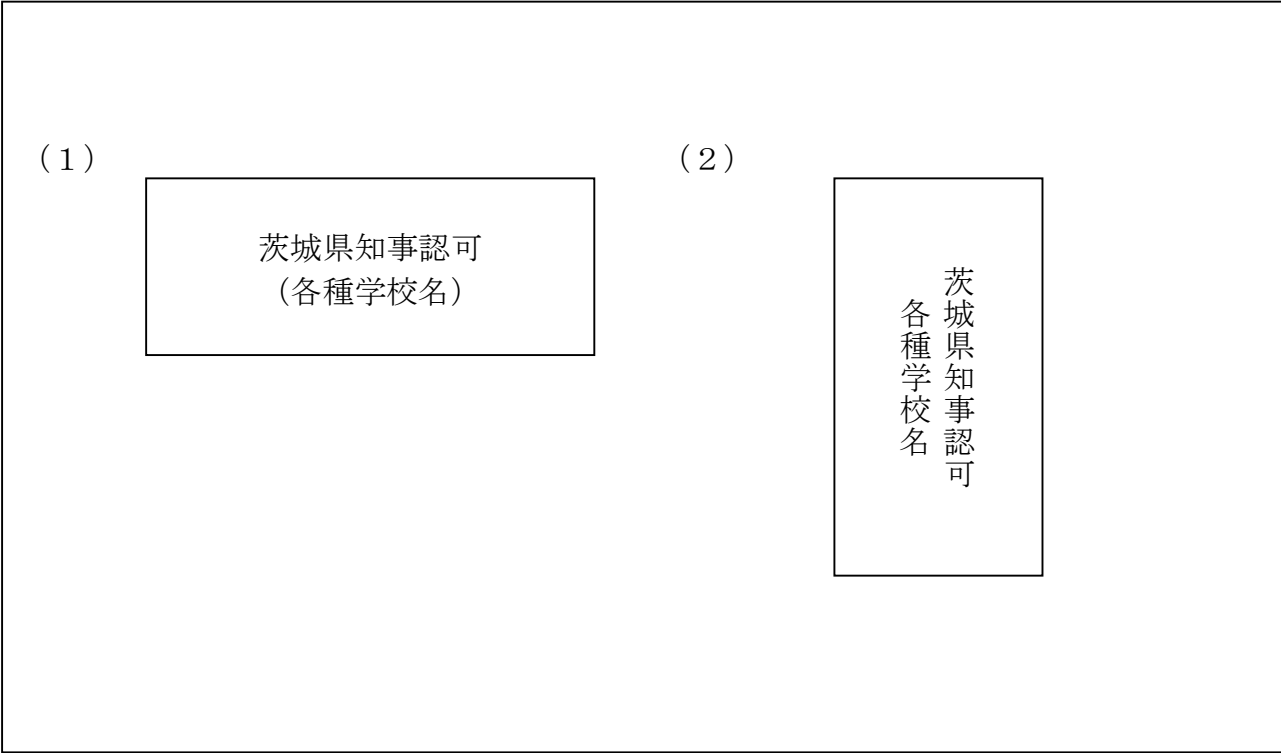
規程第14条第2項の規定による教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者とは、学校を管理することが適当と認められ、学校教育法第9条各号の1に該当しない者でなければならない。

第14 設置認可に係る資産等の審査基準

各種学校の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する各種学校の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、校舎及び校地は、原則として負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 各種学校設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てるときは、この限りでない。
- (3) 各種学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の2分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
- (4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、寄附行為の認可申請時において、収納されていること。
- (5) 各種学校の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 各種学校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

別表 標示の様式



昭和五十一年文部省令第二号

専修学校設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

目次

[第一章 総則\(第一条\)](#)

[第二章 組織編制\(第二条一第七条\)](#)

[第三章 教育課程等](#)

[第一節 通則\(第八条一第十五条\)](#)

[第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等\(第十六条一第十九条\)](#)

[第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等\(第二十条一第二十八条\)](#)

[第四節 通信制の学科の教育課程等\(第二十九条一第三十八条\)](#)

[第四章 教員\(第三十九条一第四十三条\)](#)

[第五章 施設及び設備等\(第四十四条一第五十二条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 専修学校は、[学校教育法](#)(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章 組織編制

(教育上の基本組織)

第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第三条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 基本組織には、昼間において授業を行う学科(以下「昼間学科」という。)又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科(以下「夜間等学科」という。)を置くことができる。

(通信制の学科の設置)

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科(当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。)を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

(同時に授業を行う生徒)

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教育課程等

第一節 通則

(授業科目)

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養^{かん}するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(単位時間)

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っている^{と認めた}外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っている^{と認めた}外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高

等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十五条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

(授業の方法)

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第十四条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

(科目等履修生)

第十五条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

第十八条 専修学校の高等課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、[学校教育法](#)施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下「単位制による学科」という。)のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

(多様な授業科目の開設等)

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

2 高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の高等課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

3 専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に科目等履修生として専修学校の専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該科目等履修生としての履修を、当該入学した専修学校の専門課程の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位)

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位)

(単位制による学科に係る読替え)

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（通信制の学科における全課程の修了要件）

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 十三単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

ロ 専門課程 十七単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

（通信制の学科に係る読替え）

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみな

す」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

(教員の資格)

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四 修士の学位又は[学位規則](#)(昭和二十八年文部省令第九号)[第五条の二](#)に規定する専門職学位を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号の一に該当する者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号の一に該当する者

二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

(位置及び環境)

第四十四条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

(校地等)

第四十五条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

(校舎等)

第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積

二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第五十一条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第五十二条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。)において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十条第二項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。
- 3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員となることができる。
- 4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二の表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 (平成六年六月二日文部省令第一四号)

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月一七日文部省令第三八号) 抄

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二五日文部省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三十一日文部省令第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日文部科学省令第一八号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三十一日文部科学省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日文部科学省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一日文部科学省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百一人から六百人まで	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$
		六百一人以上	$14 + ((\text{生徒総定員} - 600) / 60)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百一人から四百人まで	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$
		四百一人以上	$10 + ((\text{生徒総定員} - 400) / 60)$
一般課	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教	八十人まで	3

程	育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人から二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百人以上	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 60)$

- 備考 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
- イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
- ロ 第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260
		四十一人以上	$260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	200
		四十一人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130
		四十一人以上	$130 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	130
		四十一人以上	$130 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

- 備考 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積(平方メートル)
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	180
		四十一人以上	$180+3.0\times(\text{生徒総定員}-40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	140
		四十一人以上	$140+2.5\times(\text{生徒総定員}-40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	110
		四十一人以上	$110+2.5\times(\text{生徒総定員}-40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	100
		四十一人以上	$100+2.3\times(\text{生徒総定員}-40)$

別表第三 通信制の学科に係る教員数(第四十条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程 又は 専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+(\text{生徒総定員}-80)/60$
		二百一人から八百人まで	$5+(\text{生徒総定員}-200)/75$
		八百一人から千七百人まで	$13+(\text{生徒総定員}-800)/90$
		千七百一人以上	$23+(\text{生徒総定員}-1700)/105$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+(\text{生徒総定員}-80)/60$
		二百一人から六百五十人まで	$5+(\text{生徒総定員}-200)/75$

		六百五十一人から千三百七十人まで	11+(生徒総定員-650) / 90
		千三百七十一人以上	19+(生徒総定員-1370) / 105
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	3+(生徒総定員-80) / 60
		二百一人から千百人まで	5+(生徒総定員-200) / 90
		千百一人以上	15+(生徒総定員-1100) / 105

- 備考 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
- イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積(第四十八条関係)

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程 又は専門 課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	260 260+1.8 ×(生徒総定員-80)
	商業実務関係、服飾・家政関係 又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	200 200+1.5 ×(生徒総定員-80)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	130 130+1.5 ×(生徒総定員-80)

	商業実務関係、服飾・家政関係 又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	130 130+1.4 ×(生徒総定員 -80)
--	-----------------------------	-----------------	-----------------------------------

- 備考 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。(口の表において同じ。)
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。(口の表において同じ。)
- イ 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程 又は専門 課程	工業関係、農業関係、医療関係、 衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	180
		八十一人以上	180+1.8 ×(生徒総定員 -80)
	商業実務関係、服飾・家政関係 又は文化・教養関係	八十人まで	140
		八十一人以上	140+1.5 ×(生徒総定員 -80)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、 衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	110
		八十一人以上	110+1.5×(生 徒総定員-8 0)
	商業実務関係、服飾・家政関係 又は文化・教養関係	八十人まで	100
		八十一人以上	100+1.4 ×(生徒総定員 -80)

各種学校規程（昭和三十一年文部省令第三十一号）

学校教育法第八十三条第四項及び第八十八条の規定に基き、各種学校規程を次のように定める。

各種学校規程

（趣旨）

第一条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

（水準の維持、向上）

第二条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

（修業期間）

第三条 各種学校の修業期間は、一年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、三月以上一年未満とすることができる。

（授業時数）

第四条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、一年以上の場合にあつては一年間にわたり六百八十時間以上を基準として定めるものとし、一年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。

（生徒数）

第五条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

（入学資格の明示）

第六条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

（校長）

第七条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

（教員）

第八条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。

ただし、三人を下ることができない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。

(位置及び施設、設備)

第九条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。

2 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。

第十条 各種学校の校舎の面積は、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり二・三一平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第十一条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。

3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(名称)

第十二条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。

(標示)

第十三条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。

(各種学校の経営)

第十四条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行わなければならない。

2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附則（抄）

- 1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に存する各種学校については、第六条、第七条、第八条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附則

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

この省令は、平成十六年六月二十一日から施行する。

附則

この省令は、平成十八年十二月二十六日から施行する。

28 生推第 45 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

岸 本 哲 哉



(印影印刷)

外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）

文部科学省では、留学生の適切な受入れの促進等のため、各専修学校・各種学校における在籍管理の徹底等を図る必要があると考えており、平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生推第 51 号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（別添 1）により、入学者の募集・選抜、留学生向けの入学時オリエンテーション、留学期間中の在籍管理及び卒業時の指導等について、通知しているところです。

上記通知中専修学校における留学生管理等に関する留意事項については、各種学校における留学生管理等についても同様の取扱いが求められます。

また、留学生の増加によって不法残留者が増加することにならないよう、法務省より、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成 27 年 1 月法務省入国管理局）（別添 2）が示され、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて整理されています。

貴職におかれては、上記通知等の趣旨を改めて御理解いただき、各専修学校及び各種学校において、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底等が適切に行われるよう、御指導をお願いします。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係

筒井、嘉数

TEL : 03-5253-4111（内線 2915）

FAX : 03-6734-3715

22生推第51号
平成22年9月14日

各都道府県専修学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野 公 之



(印影印刷)

専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）

専修学校における留学生の適切な受入れの促進等については、従前より、御配慮をいただいているところですが、このたび、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知（「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）にて別途通知しましたとおり、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、平成22年7月1日から施行されました。また、同通知では、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いを改め、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としています。

文部科学省としては、「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とした政府の目標（「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定））等も踏まえ、これらの措置を通じ、専修学校における留学生の受入れを更に促進していくこととしています。同時に、積極的な受入れの推進が不法残留等の増加につながることを防ぐよう、各専修学校における留学生管理等についても一層の徹底を図る必要があると考えます。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、専修学校における留学生管理等について、下記に留意の上、遺漏のないよう、所管の専修学校に対する御指導をお願いします。

記

1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

(1) 入学者の募集・選抜について

① 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

② 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における6か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において1年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科(日本語に関する学科を除く。)の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験(N1若しくはN2レベル)又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験(試験科目「日本語」)などを活用することが望ましいこと。

ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

(2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

① 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関する事

イ 日本における生活環境、日本の文化等に関する事

ウ 出入国管理に係る手続に関する事(例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど)

エ 法令の遵守に関する事

オ その他の注意事項

②母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

(3) 留学期間中の在籍管理等について

①在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

②生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

（ア）風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

（イ）アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

（ウ）資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口が遅滞なく届け出ること。

ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

③日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

(4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究(平成21年11月11日生涯学習政策局長決定)」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする。

留学生の受入数に関する取扱いの方法例

(1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関(日本語学科)又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ウ 在籍管理の実績
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数
- ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

《参考資料》

- ① 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」【抜粋】
- ② 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧
- ③ 総入学定員の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
E-Mail syosensy@mext.go.jp

留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

平成 27 年 1 月

法務省入国管理局

日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指した「留学生30万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っているところ、留学生の増加によって、不法残留者が増加することとならないよう取り組んでいかなければなりません。

については、留学生を受け入れている教育機関におかれては、関係省庁と連携して不法残留の発生等を防止する観点から、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、以下のとおり取組等を行っていただくようお願いします。

1 留学生の卒業後等における教育機関の取組について

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- (1) 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努める。
- (2) 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (3) 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (4) 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努める。
- (5) 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引

引き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記（１）から（４）と同様の確認、把握及び指導に努める。

（注１）適正かつ円滑な入国・在留審査を実施するため、不法残留者を発生させていないこと等が認められる教育機関からの申請については、提出資料を簡素化すること等の取扱いとする。

（注２）受け入れた留学生が、（１）の場合においては進学先教育機関に入学した後、（２）及び（３）の場合においては在留資格変更許可申請（継続就職活動を目的とする「特定活動」への申請を除く。）を行った後、（４）の場合においては出国した後（みなし再入国許可により出国した後には本邦に入国した場合）に不法残留となった場合には、受け入れた教育機関から責任の所在が移っていることから、特段の事情がない限り、教育機関の選定において、受け入れた教育機関が不法残留者を発生させたものとしては取り扱わない。

2 所在不明となった留学生の取扱いについて

教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から３か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

（注）上記の時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了し、当該事由について、既に地方入国管理局に届け出ているときは、所在不明について改めて届け出る必要はない。

留学生の所在不明に関する届出

① 届出の対象者

氏 名 _____ 性別 男 ・ 女
生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍 ・ 地域 _____
住 居 地 _____
在留カード番号 _____
教育・研究活動へ
参加した最後の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

② 届出機関

機 関 の 名 称 _____
機 関 の 所 在 地 _____
担 当 者 _____ 電話番号 _____
届 出 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

各私立専修学校設置者 殿
各私立各種学校設置者 殿

茨城県総務部総務課長
(公印省略)

専修学校及び各種学校における留学生の適切な受入れ及び在籍者管理の徹底について

専修学校及び各種学校における留学生の受入れに当たっては、在籍管理が適切に行われる必要があるところですが、県内の専修学校においては適切でない事例も確認されております。

専修学校における留学生の受入れについては、文部科学省の平成2年6月29日付け文学留第168号通知により、総入学定員数の2分の1までにとどめることとされていますが、平成22年9月14日付け22生生推第51号通知（「専修学校における留学生管理等の徹底について」、以下「平成22年通知」という。）及び平成29年3月31日付け28生生推第45号通知（「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」）により、具体的留意事項等が示され、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校においては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、例外として総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としています。

また、その場合の取扱いの方法例として、留学生の受入状況等に関する所轄庁への事前申出、定期報告などが上記平成22年通知に示されております。

他方、学校教育法第124条では、日本に居住する外国人を専ら対象とする専修学校の設置はできないとされているところですが、県内の一部の専修学校において受入実員の大半が留学生である現状も見受けられます。

ついては、こうした状況を踏まえ、本県が所轄庁となっている専修学校において、総入学定員（又は受入実員数）の2分の1をこえる留学生の受入れを行う場合は、下記1のとおり申出及び定期報告を求めることといたしますので、適切に対応されますようお願いいたします。

なお、下記2の留学生管理に関する具体的留意事項については、専修学校はもとより各種学校においても留意されますようお願いいたします。

記

1 留学生の受入数に関する取扱い

(1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、東京入国管理局へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）

の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、東京入国管理局による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

（3）総入学定員数の2分の1をこえる留学生の受入れを行う際の申出・定期報告等

① 事前申出

総入学定員数（又は受入実員数）の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校は、以下のアからオの事項が記載された「総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出書」（様式1）を、総入学定員数（又は受入実員数）の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行う年度の前年度の3月末日までに茨城県に提出しなければならない。

なお、本通知の発出時点において、既に総入学定員数（又は受入実員数）の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行い、当該学生が平成30年度も継続して在籍する専修学校についても、様式1を平成30年3月末日までに茨城県に提出すること。

<申出事項>

- ア 留学生の受入状況
- イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ウ 在籍管理の実績
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

② 定期報告

①により事前申出を行った専修学校は、以下のアからオの事項が記載された「総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する定期報告書」（様式2）を、毎年5月末日又は11月末日までに茨城県に提出しなければならない。

<報告事項>

- ア 留学生の受入状況
- イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数
- ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

③ 在籍者管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合の対応

総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、（2）ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員数の2分の1までにとどめることとなるので留意すること。

また、（2）ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく②による定期報告を行わず、総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れを行った場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずることとなるので留意すること。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2), (3) ②及び(3) ③の取扱いは、平成30年度入学予定の留学生の受入れから適用するものとする。

② 経過措置

(2) アにかかわらず、総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れを平成30年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、「非適正校」の判定を受けていないこと。

2 留学生管理等に関する具体的留意事項

(1) 入学者の募集・選抜について

① 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

② 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における6か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科（日本語に関する学科を除く。）の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験（N1若しくはN2レベル）又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験（試験科目「日本語」）などを活用することが望ましいこと。

ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

(2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

① 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関すること

イ 日本における生活環境、日本の文化等に関すること

ウ 出入国管理に係る手続に関すること（例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど）

エ 法令の遵守に関すること

オ その他の注意事項

② 母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

(3) 留学期間中の在籍管理等について

① 在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

② 生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

(ア) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

(イ) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行

すること。

(ウ) 資格外活動許可の有無, 労働の内容, 就業場所, 就業期間・時間等に変更があった際は, 在籍する専修学校の担当窓口が遅滞なく届け出ること。

ウ その他

留学生に対して, 外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに, その状況を把握すること。

③ 日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても, 留学生の日本語能力の向上を図るため, 日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

(4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には, 進学, 就職又は帰国など, その後の進路を把握すること。帰国することとした者については, 確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また, 国内での就職を希望するなどにより, 在留資格の変更が必要となる者に対しては, その手続等について周知し, 指導すること。

(5) 各種学校における留学生管理について

各種学校における留学生の受入れに当たっても, (1) から (4) に準じた取扱いを行うことが望ましいので留意すること。

(問合せ先)

茨城県総務部総務課私学振興室
専修学校・各種学校担当 須藤

TEL 029-301-2249

FAX 029-301-2245

e-mail somu6@pref.ibaraki.lg.jp

(様式1)

申出日 年 月 日

茨城県知事 殿

学校設置者名

代表者氏名

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出書

本校における留学生の入学者募集に当たっては、今後、総入学定員数の2分の1をこえる留学生を受け入れることとします。については、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生に対する入学許可を行い、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定であるので申し出ます。

申出に当たって、下記の事項について報告します。

記

<学校名>

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (○○○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (○○○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 ○ 年 次 生 (○○○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 ○ 年 次 生 (○○○○年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)

※ 東京出入国在留管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

【イ. 総入学定員数・留学生の受入予定数】

総入学定員数(*1)	名 [×1/2= 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

*1:「総入学定員数」;当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)

*2:「留学生の受入予定数」;入学許可を行い、地方出入国在留管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

*3:小数点以下は切り捨てること。

【ウ. 在留管理の実績】

① 東京出入国在留管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績

		年	年	年	年
判定	日本語教育機関等関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校	適正校・非適正校

※ 過去4年分の判定結果(受入れ予定年度の前年に受けた判定結果、及びその直前3年分の判定結果)について記載すること。なお、これらの年のうちに、判定を受けていない年がある場合は、その分の記載は不要であること。

※ 各年について、日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。

※ 判定結果について通知した地方出入国在留管理局等の通知文書を添付すること。

②その他在籍管理の実績等に関する事項

【エ. 留学生受入れのための組織体制】

①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であって留学生の生活指導業務に選任する者の数 (名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項

※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

【オ. その他特記事項】

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

年 月 日 学校代表者署名

(様式2)

報告日 年 月 日

茨城県知事 殿

学校設置者名
代表者氏名

総入学定員数の2分の1をこえる留学生受入れに関する定期報告書

[年 { 5月1日 } 現在]
{ 11月1日 }

〇〇〇〇年〇月〇日付けで申し出た標記のことに関し、受入状況等を下記のとおり報告します。

記

<学校名>

学校の名称	
学校設置者・ 代表者氏名	(設置者) (代表者)
学校の所在地・ 連絡先	(住 所) (電 話)

【ア. 留学生の受入状況】

現 1 年 次 生 (〇〇〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 2 年 次 生 (〇〇〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 〇 年 次 生 (〇〇〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)
現 〇 年 次 生 (〇〇〇〇年度入学)	入学許可した者	名
	既に退学・除籍した者	名
	現在、在籍している者	名 (うち所在不明者 名)

※ 東京出入国在留管理局等に提出した「留学生名簿」(直近のもの)を添付すること。

【イ. 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数】

[当該年度]

総入学定員数(*1)	名 [×1/2 = 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

[次年度]

総入学定員数(*1)	名 [×1/2 = 名(*3)]
留学生の受入予定数(*2)	名

*1: 「総入学定員数」; 当該学校に設置されるすべての課程・学科を通じた全体の入学定員数(日本語教育機関等に係る定員とそれ以外の定員についても通算すること。)

*2: 「留学生の受入予定数」; 入学許可を行い、地方出入国在留管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続をとらせる予定である留学生の数

*3: 小数点以下は切り捨てること。

【ウ. 在籍管理の実績】

①退学者・除籍者・所在不明者等の状況

時期	内 訳
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名
年 月	不入学; ___名、退学; ___名、除籍; ___名、所在不明; ___名

※ 5月現在の報告にあつては、前年11月～当該年4月における退学者等の状況を記載すること。

11月現在の報告にあつては、当該年5月～10月における退学者等の状況を記載すること。

※ 各月について東京出入国在留管理局等に提出した「退学者等名簿(留学)」を添付すること。

《11月現在の報告》

②東京出入国在留管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定に係る実績

		年
判 定	日本語教育機関等関係	適正校 ・ 非適正校
	日本語教育機関等以外関係	適正校 ・ 非適正校

※ 11月現在の報告に際しては、当該年に受けた地方出入国在留管理局等による「適正校」・「非適正校」の判定結果を報告すること。ただし、報告時点まで地方出入国在留管理局等からの判定が通知されていない場合には、通知を受けた後、すみやかに報告すること。

※ 日本語教育機関等関係とそれ以外の別ごとに適正校・非適正校のいずれか該当する方を○で囲むこと。

【エ. 留学生受入れのための組織体制】

①生活指導教職員・日本語指導教職員の配置状況

留学生の生活指導に係る業務を担当する教職員の数	名
	うち常勤の教職員であつて留学生の生活指導業務に専任する者の数 (名)
日本語指導を担当する教職員の数(日本語教育機関以外)	名

②その他留学生受入れのための組織体制等に関する事項

--

※ 必要に応じ、当該学校全体の教職員組織の状況が分かる資料等を添付すること。

【オ. その他特記事項】

--

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

____年 ____月 ____日 学校代表者署名

7 学校法人関係

学校法人の寄付行為の認可審査基準等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第64条第4項に規定する法人(以下「準学校法人」という。))を含む。以下同じ。)の寄付行為及び寄付行為の変更の認可の審査基準並びに申請の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付行為認可に係る資産等の審査基準)

第2条 学校法人の寄付行為の認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する幼保連携型認定こども園の設備(賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。)、園舎及び園地は、負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 学校設置に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てる場合及び幼保連携型認定こども園を設置する場合にあつては、この限りでない。
- (3) 学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費(人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。)の3分の1(幼保連携型認定こども園にあつては12分の1、専修学校又は各種学校にあつては2分の1)以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
- (4) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、寄付行為の認可申請時において、収納されていること。
- (5) 学校の経営については、学校の種類及び規模に応じて、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (6) 学校の完成年度(全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。)までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

(寄付行為認可に係る役員等組織の審査基準)

第3条 学校法人の寄付行為の認可に係る役員等組織の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校法人には、5人以上の理事、2人以上の監事及び理事定数の2倍を超える数の評議員を置くこと。
- (2) 理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、役員等としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

- (3) 役員等は、財産の寄付者及び特定の関係者のみをもって充てることなく、教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い識見を有する者の広範囲から公正に選任すること。
- (4) 学校法人の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- (5) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (6) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (7) 非常勤の役員等に対し、その地位について報酬（これに準ずる給与を含む。）を受けるとしていないこと。

（寄付行為認可に係る立地条件等の審査基準）

第4条 学校の立地条件については、当該学校が他の学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

（寄付行為変更認可に係る審査基準）

第5条 学校の増設（幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合（以下「幼保連携型認定こども園へ移行する場合」という。）を含む。）に伴う学校法人の寄付行為の変更の認可に係る審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であって校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てる場合及び幼保連携型認定こども園を設置する場合にあっては、この限りでない。
 - (2) 学校の経営に必要な運用財産として、開設年度におけるそれぞれの学校の経常的経費の3分の1（幼保連携型認定こども園にあっては12分の1、専修学校又は各種学校にあっては2分の1）以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。
 - (3) 学校法人の負債（前受金を除く。）が寄付行為の変更の認可申請前において原則として資産総額（貸借対照表の資産総額をいう。）の3分の1に相当する額以下であり、かつ、寄付行為の変更の認可申請年度の前年度における借入金返済支出（借入金等に係る利息支出を含む。）の金額が原則として帰属収入の5分の1に相当する額以下であること。ただし、幼保連携型認定こども園へ移行する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、寄付行為の変更の認可に係る審査基準については、第2条（第2号及び第3号を除く。）から前条までの規定を準用する。

（学校法人以外の者等が設置者となる場合の資産基準等）

第6条 学校法人以外の者（次号に掲げる者を除く。）が私立学校を設置する場合（各種学校が専修学校となる場合を除く。次項において同じ。）における当該設置の認可に係る資産基準その他の審査基準については、第2条及び第4条の規定を準用する。

- 2 社会福祉法人その他の公益を目的とし営利を目的としない法人並びに一般社団法人及び一般財団法人が私立学校を設置する場合における当該設置の認可に係る資産その他の審査基準については、第2条、第4条及び前条第1項第3号の規定を準用する。

(寄付行為及び寄付行為変更の認可申請手続等)

第7条 法第31条の規定に基づき学校法人の設立に係る寄付行為の認可を受けようとする者は、寄付行為認可申請書(法人様式第1号)により、開設年度の前年度の7月31日までに、知事に申請しなければならない。

2 法第30条第1項に規定する寄付行為に定める事項(私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号。以下「規則」という。)第4条の3第1項に規定する事項に係るものを除く)について、学校の増設や収益事業の開始等に伴い法第45条第1項の規定に基づき寄付行為の変更の認可を受けようとする者は、寄付行為変更認可申請書(法人様式第2号)により、知事に申請しなければならない。

なお、学校の増設に伴う寄付行為の変更認可申請については、開設年度の前年度の7月31日までに行為なければならない。

3 法第50条第1項第1号又は第3号に規定する事由により、同条第2項に基づき学校法人の解散の認可又は認定を受けようとする者は、学校法人解散認可(認定)申請書(法人様式第3号)により、知事に申請しなければならない。

4 法第52条第2項の規定に基づき学校法人の合併の認可を受けようとする者は、学校法人合併認可申請書(法人様式第4号)により、知事に申請しなければならない。

5 法第64条第6項の規定に基づき準学校法人から学校法人(学校法人から準学校法人)へ組織変更の認可を受けようとする者は、組織変更に係る寄付行為変更認可申請書(法人様式第5号)により、知事に申請しなければならない。

6 寄付行為の変更のうち、規則第4条の3第1項に規定する事項に係る寄付行為の変更をしたときは、法第45条第2項に基づき寄付行為変更届(法人様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

7 法第50条第1項第2号又は第5号の規定する事由により、学校法人の解散を行った場合は、同条第4項に基づき学校法人解散届(法人様式第7号)により、知事に届け出なければならない。

8 清算中の学校法人の清算人になった者は、法第50条の7の規定に基づき清算中に就職した清算人届(法人様式第8号)により、知事に届け出なければならない。

9 前項に規定する清算人は、清算が終了した場合は、法第50条の14の規定に基づき清算終了届(法人様式第9号)により、知事に届け出なければならない。

10 私立学校法施行令(昭和25年政令第31号。以下「施行令」という。)第2条第1項の規定に基づき登記が完了した者は、登記完了届(法人様式第10号)により、知事に届け出なければならない。

11 学校法人の役員を変更(重任を含む。)した場合は、施行令第2条第2項の規定に基づき役員変更届(法人様式第11号)により、知事に届け出なければならない。

12 学校法人の理事が欠けて事務が停滞することにより、損害を生ずるおそれがある場合で、利害関係人が法第40条の4の規定に基づき所轄庁に仮理事の選任を請求する場合は仮理事選任申請書(法人様式第12号)により、知事に申請しなければならない。

付 則

1 この要項は、昭和62年7月1日から適用する。

2 幼稚園の設置を目的とする学校法人設立認可基準(昭和51年2月1日制定)は、昭和

62年6月30日をもって廃止する。

- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項に規定する私立幼稚園が、設置者変更により学校法人となる場合及び昭和62年6月30日現在において、既に学校の設置申請の手続がなされているものについては、この要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要項は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成17年1月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成18年9月15日から適用する。

付 則

この要項は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成30年1月1日から適用する。

付 則

この要項は、平成30年2月1日から適用する。

付 則

この要項は、令和3年2月1日から適用する。

付 則

この要項は、令和3年3月15日から適用する。

(法人様式第 10 号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

登記完了届

この度組合等登記令の規定により、次のとおり登記を完了したので、私立学校法施行令第 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

1 登記の事項 (注 1)

2 登記の年月日

(添付書類)

1 登記所の証明書

(注) 登記事項は、次の区分により記載する。

- (1) 設立の登記
- (2) 名称の変更の登記
- (3) 目的の変更の登記
- (4) 解散の事由の変更の登記
- (5) 理事長及び理事長以外の代表権を持つ理事の変更の登記 (任期满了による重任を含む。)
- (6) 資産総額の変更の登記
- (7) 主たる事務所の移転 (変更) の登記
- (8) 従たる事務所の設置 (移転, 変更, 廃止) の登記
- (9) 合併による設立 (変更, 解散) の登記
- (10) 組織変更の登記
- (11) 理事長及び理事長以外の代表権を持つ理事の職務執行停止 (処分の変更・取消) の登記
- (12) 解散及び清算人の登記
- (13) 清算終了の登記
- (14) 代表権の範囲又は制限に関する登記

茨城県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

役員変更届

標記のことについて、本法人の役員（理事・理事長・監事）を変更いたしましたので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は抹消すること。

(添付書類)

- 1 新旧対照表（別添様式22）
- 2 学校法人役員の就任承諾書（別添様式14）
- 3 履歴書
- 4 私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式15）
- 5 各役員について3親等以内の親族又は配偶者が1人を超えて含まれていないことを証する理事長の宣誓書（別添様式16）
- 6 寄付行為上の手続を経たことを証する書類（理事会・評議員会決議録謄本）
- 7 監事が、理事、評議員又は当該法人の職員（学校の教職員を含む。）と兼ねていないことを証する理事長の宣誓書（別添様式17）
- 8 辞任届（別添様式23）

(注)

- 1 役員変更届は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく届出すること。
- 2 理事長以外の代表権を持つ理事を登記している学校法人にあつては、理事のなかで代表権を持つ理事を変更した場合（登記事項の変更が必要）も、役員変更届の届出が必要なこと。
- 3 履歴書については、以下の点に留意すること
 - ①最新のものであること（当該届出に係る役員就任（重任）まで含めること）。
 - ②現職を必ず記入すること。
 - ③当該法人に係る役職は過去のものも漏れなく記入すること。
 - ④他の学校法人の役員を兼務する場合は、全て記入すること。
- 4 理事会・評議員会決議録謄本については、理事長による原本証明を行うこと。

(法人様式第 12 号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

仮理事選任申請書

上記のことについては、氏名 (住所) を学校法人 学園 (所在地) の仮理事として選任願いたく、私立学校法第 40 条の 4 (同法第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定により申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

1 申請の理由

2 添付書類

- (1) 寄付行為
- (2) 理事の名簿 (別添様式 24)
- (3) 仮理事予定者の履歴書
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書面 (別添様式 16)
- (5) 各役員 (仮理事を含む) について 3 親等以内の親族又は配偶者が 1 人を超えて含まれていないことを証する理事長の宣誓書 (別添様式 17)

(法人様式第1号)

年 月 日

茨城県知事 殿

設立代表者の住所
学 校 法 人
設 立 代 表 者

学校法人 寄付行為認可申請書

この度学校法人 を設立したいので、私立学校法第31条（私立学校法第64条第5項において準用する同法第31条）の規定によって認可くださるよう、関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 寄付行為
- 2 設立趣意書
- 3 学校法人の概要（別添様式1）
- 4 学校法人設立決議録
- 5 財産目録（別添様式2）及び財産目録に関する公認会計士の監査報告書
- 6 寄付申込書（別添様式3）
- 7 土地及び建物の権利の所属に係る登記所の証明書等（借用の場合にあっては、現所有者の権利に係る登記所の証明書等及び賃貸借契約書の謄本）所有権が変更されていない場合は、前所有者の権利に係る登記所の証明書等及び売買契約書等の謄本
- 8 不動産に係る価格評価証明書（財産目録を取得価格額で表示した不動産を除く。）→設備品等は、契約書及び領収書等を添付すること。※1
- 9 預貯金等証明総括表（別添様式4）
- 10 土地及び建物以外の財産（現金を除く。）の権利の所属に係る金融機関等の証明書類（有価証券等）※2
- 11 学校法人設立年度及び設立年度後2年間の事業計画書（別添様式5）及び収支予算書 ※3
- 12 学校法人設立年時までの各年度ごとの資金収支決算書（別添様式6）（法人格を有する者が学校法人を設立する場合に限る。）

- 13 学校設置に要する経費・支払計画調書（別添様式 7）
- 14 学校設置経費財源調達調書（別添様式 8）
- 15 学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書（別添様式 9）
- 16 負債償還計画表（別添様式 10）
- 17 生徒納付金等調書（別添様式 11）
- 18 設立代表者の権限証明書（別添様式 12）
- 19 設立代表者の履歴書及び身分証明書
- 20 学校法人の役員及び評議員の名簿（別添様式 13）
- 21 学校法人役員の就任承諾書（別添様式 14），履歴書
- 22 各役員につき，私立学校法第 38 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式 15）
- 23 各役員につき，その配偶者又 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことの宣誓書（別添様式 16）
- 24 監事が当該学校法人の理事，職員（学校の教職員を含む）を兼ねていない旨の誓約書（別添様式 17）
- 25 学校法人等の事務組織（別添様式 18）
- 26 校地及び建物の配置図並びに建物の平面図（用途を明記）
- 27 その他知事が必要と認める書類

（提出部数 正本 1 部・副本 1 部（副本は，寄付行為認可申請書様式，寄付行為とする。））

- 提出部数は，以上のとおりであるが，設置者においては，正本と同じ書類を作成し，認可申請書類として保管すること。以下寄付行為の変更認可申請の取り扱いについて同じ。

※ 1 1 物件ごとに評価額が判別できる証明書又は契約書等を添付すること。証明書の評価者は，不動産鑑定士又は銀行（これに準ずる金融機関を含む。）等で学校法人と特殊な関係にない者であること。

※ 2 預貯金，有価証券その他これらに準ずる財産がある場合に，金融機関等の証明書類を添付すること。

※ 3 収支予算書については，学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。

(法人様式第2号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

学校法人 寄付行為変更認可申請書

この度学校法人 〃 の寄付行為を変更したいので、私立学校法第45条第1項（私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条第1項）の規定によって認可くださるよう、同法施行規則第4条第6項の関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(学校又は課程、学科若しくは部を設置する場合の添付書類)

- 1 寄付行為の変更条項（別添様式19）
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表（別添様式20）
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録
- 5 現行の寄付行為及び変更後の寄付行為
- 6 学校法人の概要（別添様式1）
- 7 学校法人の登記に係る登記所の証明書等
- 8 財産目録（別添様式2）及び財産目録に関する公認会計士の監査報告書
- 9 寄付行為変更申請前2年間の財産目録、収支決算書及び貸借対照表
- 10 寄付申込書（別添様式3）
- 11 新設学校等にかかる土地及び建物の権利の所属に係る登記所の証明書等（借用の場合にあっては、賃貸借契約書の謄本）
- 12 新設学校等にかかる不動産の価格評価証明書（財産目録を取得価格額で表示した不動産を除く。）→設備品等は、契約書及び領収書等を添付すること。※1
- 13 預貯金等証明総括表（別添様式4）
- 14 土地及び建物以外の財産（現金を除く。）の権利の所属に係る金融機関等の書類（有価証券等）※2

- 15 現金保有証明書（別添様式21）
- 16 学校法人設立年度及び設立年度後2年間の事業計画書（別添様式5）及び収支予算書 ※3
- 17 学校設置に要する経費・支払計画調書（別添様式7）
- 18 学校設置経費財源調達調書（別添様式8）
- 19 学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書（別添様式9）
- 20 負債償還計画表（別添様式10） ※4
- 21 生徒納付金等調書（別添様式11）
- 22 学校法人等の事務組織（別添様式18）
- 23 校地及び建物の配置図並びに建物の平面図（用途を明記）
- 24 その他知事が必要とする書類

提出部数 正本1部・副本1部（副本は、寄付行為変更認可申請書、変更後の寄付行為、寄付行為の変更条項、寄付行為の変更事由書、寄付行為の変更部分新旧比較対照表、現行の寄付行為とする。

- ※1 1物件ごとに評価額が判別できる証明書又は契約書等を添付すること。証明書の評価者は、不動産鑑定士又は銀行（これに準ずる金融機関を含む。）等で学校法人と特殊な関係にない者であること。
- ※2 預貯金、有価証券その他これらに準ずる財産がある場合に、金融機関等の証明書類を添付すること。
- ※3 収支予算書については、学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。
- ※4 前受金を除く負債がある場合に作成すること。

（収益事業の開始の場合の添付書類）

- 1 寄付行為の変更条項（別添様式19）
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表（別添様式20）
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録
- 5 現行の寄付行為及び変更後の寄付行為
- 6 学校法人の概要（別添様式1）
- 7 学校法人の登記に係る登記所の証明書等
- 8 財産目録（別添様式2）
- 9 開始する収益事業にかかる土地及び建物の権利の所属に係る登記所の登記記録全部事項証明書等（借用の場合にあっては、賃貸借契約書の謄本）
- 10 開始する収益事業にかかる不動産の価格評価証明書（財産目録を取得価格額で表示した不動産を除く。）→設備品等は、契約書及び領収書等を添付すること。 ※1

- 11 寄付行為変更申請年度後2年間の事業計画書（別添様式5）及び収支予算書 ※2
- 12 寄付行為変更申請前2年の財産目録，収支決算書及び貸借対照表
- 13 負債償還計画表（別添様式10） ※3
- 14 校地及び建物の配置図並びに建物の平面図（用途を明記）
- 15 その他知事が必要とする書類

提出部数 正本1部・副本1部（副本は，寄付行為変更認可申請書，変更後の寄付行為，寄付行為の変更条項，寄付行為の変更事由書，寄付行為の変更部分新旧比較対照表，現行の寄付行為とする。）

- ※1 1物件ごとに評価額が半別できる証明書又は契約書等を添付すること。証明書の評価者は，不動産鑑定士又は銀行（これに準ずる金融機関を含む。）等で学校法人与特殊な関係にない者であること。
- ※2 収支予算書については，学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。なお，開始する収益事業に係る収支予算書についても添付すること。
- ※3 前受金を除く負債がある場合に作成すること。

（学校又は収益事業を廃止する場合の添付書類）

- 1 寄付行為の変更条項（別添様式19）
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表（別添様式20）
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録
- 5 現行の寄付行為及び変更後の寄付行為
- 6 学校法人の概要（別添様式1）
- 7 学校法人の登記記録履歴事項全部証明書
- 8 財産目録（別添様式2）
- 9 寄付行為変更申請年度後2年間の事業計画書（別添様式5）及び収支予算書 ※1
- 10 廃止する私立学校又は廃止する収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

提出部数 正本1部・副本1部（副本は，寄付行為変更認可申請書，変更後の寄付行為，寄付行為の変更条項，寄付行為の変更事由書，寄付行為の変更部分新旧比較対照表，現行の寄付行為とする。）

- ※1 収支予算書については，学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。

(単なる寄付行為変更の場合の添付書類)

- 1 寄付行為の変更条項 (別添様式 19)
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表 (別添様式 20)
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録
- 5 現行の寄付行為及び変更後の寄付行為
- 6 その他知事が必要とする書類

提出部数 正本 1 部・副本 1 部 (副本は、寄付行為変更認可申請書, 変更後の寄付行為, 寄付行為の変更条項, 寄付行為の変更事由書, 寄付行為の変更部分新旧比較対照表, 変更前の寄付行為とする。)

(法人様式第3号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
学校法人名
理事長名

学校法人解散認可(認定)申請書

この度学校法人 を解散したいので、私立学校法第50条第2項(私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条第2項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

解散の事由 ※1

私立学校法第50条第1項第○号による解散

(添付書類)

- 1 理由書 ※1
- 2 解散に関する理事会及び評議員会の決議録
- 3 学校法人の概要(別添様式1)
- 4 申請時の財産目録(別添様式2)、収支決算書及び貸借対照表
- 5 残余財産の処分に関する事項を定めた書類
- 6 事業を他に委譲しようとするときは、相手方の同意書その他委譲を証する書類
- 7 寄付行為
- 8 その他知事が必要と認める書類

〔提出部数 正本1部・副本1部(副本は、解散認可(認定)申請書, 理由書, 寄付行為とする。〕

※1 「解散の事由」は、法第50条第1項の何号に該当する事由による解散であることを記載し、「理由書」は、解散事由の発生に至った理由の詳細を記載すること。

○ 法第50条第1項第1号(理事の3分の2以上の議決)又は第3号(目的たる事業の成功の不能)により解散する場合に提出すること。

(法人様式第4号)

年 月 日

茨城県知事

殿

所在地(住所)

学校法人名

理事長氏名

所在地(住所)

学校法人名

理事長氏名

学校法人合併認可申請書

このたび、学校法人 〇〇〇〇〇〇〇〇と学校法人 〇〇〇〇〇〇〇〇を合併したいので、私立学校法第52条第2項(私立学校法第64条第5項において準用する同法第52条第2項)の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(添付書類)

- 1 合併の理由書
- 2 合併前の各学校法人の理事会及び評議員会決議録謄本
- 3 合併後の学校法人の概要(別添様式1)
- 4 合併前の各学校法人の概要(別添様式1)
- 5 合併前の各学校法人の登記に係る登記所の証明書等
- 6 合併契約書
- 7 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄付行為
- 8 合併前の各学校法人の寄付行為
- 9 合併前の各学校法人の財産目録(別添様式2)
- 10 合併前の各学校法人の貸借対照表
- 11 合併前の各法人の土地及び建物の権利の所属に係る登記所の証明書等(借用の場合にあつては、現所有者の権利に係る登記所の証明書等及び賃貸借契約書の謄本)
- 12 不動産の価格評価証明書(財産目録を取得価格額で表示した不動産を除く。)→設備品等は、契約書及び領収書を添付すること。※1
- 13 合併前学校法人の預貯金等証明総括表(別添様式4)

- 14 合併前学校法人の現金保有証明書（別添様式 21）
- 15 土地及び建物以外の財産（現金を除く。）の権利の所属に係る金融機関等の証明書類（有価証券等）合併前の不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書 ※ 2
- 16 合併後 2 年間の事業計画書（別添様式 5）及び収支予算書 ※ 2
- 17 学校法人の役員及び評議員の名簿（別紙様式 13）
- 18 役員の就任承諾書（別添様式 14）, 履歴書
- 19 各役員につき、私立学校法第 38 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式 15）
- 20 各役員につき、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことの宣誓書（別添様式 16）
- 21 監事が当該学校法人の理事、職員（学校の教職員を含む）を兼ねていない旨の宣誓書（別添様式 17）
- 22 合併後の学校法人等の事務組織（別添様式 18）
- 23 合併前の各学校法人の設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他建物の配置図及び平面図
- 24 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則
- 25 その他知事が必要と認める書類

提出部数 正本 1 部・副本 1 部

（副本は、合併認可申請書、理由書、合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄付行為とする。）

（注 1）合併によって新たに学校法人を設立する場合の合併の事務は合併前の各法人から選任された者が共同して行うこと。

（注 2）合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては合併の当事者である学校法人の双方が共同して行うこと。

※ 1 不動産については、1 物件ごとに評価額が判別できる証明書又は契約書等を添付すること。証明書の評価者は、不動産鑑定士又は銀行（これに準ずる金融機関を含む。）等で学校法人と特殊な関係にない者であること。

※ 2 預貯金、有価証券その他これらに準ずる財産がある場合に、金融機関等の証明書類を添付すること。

※ 3 収支予算書については、学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。

(法人様式第5号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地(住所)
学校法人名
理事長氏名

組織変更に係る寄付行為変更認可申請書

準学校法人から学校法人(学校法人から準学校法人)へ組織変更したいので、私立学校法第64条第6項の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 寄付行為の変更条項(別添様式19)
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表(別添様式20)
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録謄本
- 5 現行寄付行為及び組織変更後の寄付行為
- 6 学校法人の概要(別添様式1)
- 7 学校法人の登記に係る登記所の証明書等
- 8 財産目録(別添様式2)及び財産目録に関する公認会計士の監査報告書
- 9 寄付行為変更申請前2年間の財産目録、収支決算書及び貸借対照表
- 10 寄付申込書(別添様式3)
- 11 新設学校等に係る土地及び建物の権利の所属に係る登記所の証明書等(借用の場合にあつては、現所有者の権利に係る登記所の証明書等及び賃貸借契約書の謄本)
- 12 新設学校等に係る不動産の価格評価証明書(財産目録を取得価格額で表示した不動産を除く。)→設備品等は、契約書及び領収書等を添付すること。※1
- 13 預貯金等証明総括表(別添様式4)
- 14 現金保有証明書(別添様式21)
- 15 土地及び建物以外の財産(現金を除く。)の権利の所属に係る金融機関等の証明書類(有価証券等)※2
- 16 申請年度及び申請年度後2年間の事業計画書(別添様式5)及び収支予算書※3
- 17 学校設置に要する経費・支払計画調書(別添様式7)
- 18 学校設置経費財源調達調書(別添様式8)
- 19 学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書(別添様式9)
- 20 負債償還計画表(別添様式10)※4
- 21 生徒納付金等調書(別添様式11)
- 22 学校法人の役員及び評議員の名簿(別添様式13)

- 23 役員の就任承諾書（別添様式 14）, 履歴書
- 24 各役員につき, 私立学校法第 38 条第 8 項において準用する学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書面（別添様式 15）
- 25 各役員につき, その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことの宣誓書（別添様式 16）
- 26 監事が理事又は当該法人の職員（学校の教職員を含む）を兼ねていない旨の宣誓書（別添様式 17）
- 27 学校法人の事務組織（別添様式 18）
- 28 当該法人の設置する私立学校（私立専修学校又は私立各種学校）の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 29 その他知事が必要と認める書類

提出部数 正本 1 部・副本 1 部（副本は, 組織変更に係る 寄付行為変更認可申請書, 変更後の寄付行為, 寄付行為の変更事由書, 寄付行為の変更部分新旧比較対照表, 現行の寄付行為とする。）

- ※ 1 1 物件ごとに評価額が判別できる証明書又は契約書等を添付すること。証明書の評価者は, 不動産鑑定士又は銀行（これに準ずる金融機関を含む。）等で学校法人と特殊な関係にない者であること。
- ※ 2 預貯金, 有価証券その他これらに準ずる財産がある場合に, 金融機関等の証明書類を添付すること。
- ※ 3 収支予算書については, 学校法人会計基準に定める「資金収支計算書」及び「消費収支予算書」の様式に準じて作成すること。
- ※ 4 前受金を除く負債がある場合に作成すること。

(法人様式第6号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地
学 校 法 人 名
理 事 長 名

学校法人 寄付行為変更届

この度学校法人 〃 の寄付行為を変更したいので、私立学校法第45条第2項（私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条第2項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 寄付行為の変更条項（別添様式19）
- 2 寄付行為の変更事由書
- 3 寄付行為の変更部分新旧比較対照表（別添様式20）
- 4 寄付行為の変更に係る理事会及び評議員会の決議録謄本
- 5 現行の寄付行為及び変更後の寄付行為
- 6 その他知事が必要とする書類

○ 寄付行為変更届を提出するのは下記の場合に限る。

- 1 学校及び課程の設置廃止を伴わない学校、専修学校及び各種学校の名称の変更
- 2 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴う場合を除く。）
- 3 公告の方法の変更

(法人様式第7号)

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地
学 校 法 人 名
理 事 長 名

学校法人 解散届

この度学校法人 を解散したので、私立学校法第50条第4項（私立学校法第64条第5項において準用する同法第50条第4項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

解散の事由 ※1

私立学校法第50条第1項○号による解散

(添付書類)

- 1 理由書 ※1
- 2 財産目録、収支計算書及び貸借対照表
- 3 学校法人の概要（別添様式1）
- 4 残余財産及びその処分方法に関する書類
- 5 寄付行為
- 6 法人解散登記簿の謄本（破産の場合に限る。）
- 7 その他知事が必要と認める書類

※1 「解散の事由」は、法第50条第1項の第何号に該当する事由による解散であるかを記載し、「理由書」は、解散事由の発生に至った理由書を記載すること。

○ 法第50条第1項第2号（寄付行為に定めた解散事由のうち、法第50条第1項第1号及び第3号から第5号と重複しない事由）の発生）又は第5号（破産手続開始の決定）により解散する場合に提出すること。

(法人様式第8号)

年 月 日

茨城県知事 殿

学校法人名
清算人 住所
氏名

清算中に就職した清算人届

この度清算中の学校法人 〃 の清算人に就職したので、私立学校法第50条の7(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

就職年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 清算人の履歴書
- 2 登記所の証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

(法人様式第9号)

年 月 日

茨城県知事 殿

学 校 法 人 名
清算人 住所
氏名

清算終了届

この度学校法人 〃 の清算を結了したので、私立学校法第50条の14(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 不要の文字は、抹消すること。

清算結了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 登記所の証明書

学校法人の概要

法人の名称				事務所の所在地			
設置 学校	学校名	学部学科等名	入学定員	総定員	修業年限	備考	
理事定数		任期	年	監事定数		任期	年
		人				人	
評議員定数				評議員定数		任期	年
						人	
法人等 の沿革	(法人等の設置経緯等を記入すること)						

財 産 目 録 (年 月 日現在)

資 産	総 額	円
	基本財産	円
	運用財産	円
負 債 総 額		円
正 味 財 産		円

1 基本財産内訳

土 地	敷地等 区 分	所在地	(高校) 専 用	() 専 用	計	評価額	備考	
	〇〇敷地	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇〇番地	m ²	m ²	m ²	円		
	計							
建 物	校舎等 区 分	所在地	構造等	(高校) 専 用	() 専 用	計	評価額	備考
	校 舎	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇〇番地	鉄筋4 階建	m ²	m ²	m ²	円	
	計							

図 書	種 別	冊 数	評 価 額	備 考
	一般教育図書		円	
	専 門 図 書			
	そ の 他			
	計			
教 具	種 別	数 量	評 価 額	備 考
	機 械		円	
	器 具			
	標 本			
	模 型			
	そ の 他			
	計			
校 具	種 別	数 量	評 価 額	備 考
	生 徒 の 机		円	
	生 徒 の 椅 子			
	そ の 他			
	計			

備品	種 別	数 量	評 価 額	備 考
	事務用等の机		円	
	事務用の椅子			
	応接セット			
	書 類 棚			
その他	項 目 等		評 価 額	備 考
			円	
	計			

※ 構築物がある場合は、構築物の欄を追加すること。

2. 運用財産内訳

現 金		円			
預貯金	預貯金種別	預 入 先	金 額	年 利 率	備 考
			円	%	

有 価 証 券	銘 柄	券面金額	数量	利回り・ 配 当 率	取得年月日	取得価格又 は 評 価 額	備考
		円			・ ・	円	
					・ ・		
					・ ・		
					・ ・		
	計						

そ の 他	項 目 等	評 価 額	備 考
		円	
	計		

3. 固定負債内訳

学 校 債	年 利 率	%	金 額	円	
借 入 先	年 利 率		残 金 額	返 済 期 間	返 済 期 限
	%		円	年	・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・
計					

	項 目 等	金 額	備 考
未 払 金		円	
	計		

4. 流動負債内訳

	借 入 先	年 利 率	残 金 額	返 済 期 間	返 済 期 限
短 期 借 入 金		%	円	年	. .
					. .
					. .
					. .
					. .
					. .
					. .
					. .
		計			

	項 目 等	金 額	備 考
前 払 金		円	
	計		

未 払 金	項目等	金額	備考
			円
	計		

5. 借用財産内訳（財産目録の資産には含まれない。）

土 地	敷地等 区分	所在地	借用面積	借用先	年借地料	借用期限
			m ²		円	. .
						. .
						. .
	計					

建 物	校舎等 区分	所在地	構造等	借用面積	借用先	年借地料	借用期限
				m ²		円	. .
							. .
							. .
	計						

(注) 1 認可申請時の財産状況を記載すること。

2 土地・建物については、校舎敷地、講堂敷地及び運動場等又は校舎、講堂等の区分ごと並びに登記簿謄本の地番ごとに記載すること。

別添様式3
年 月 日

学校法人
設立代表者（理事長） 殿

（寄付者）住 所
氏 名

寄 付 申 込 書

学校法人 〇〇〇〇 の設立（学校法人 〇〇〇〇 が設置する 〇〇〇〇 学校（幼稚園）
の開設）に際し、下記物件を寄付します。

記

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 別添目録の土地（〇〇県〇〇市〇〇番地他） | m ² |
| ただし、基本財産として | |
| 2 別添目録謄本の建物（〇〇県〇〇市〇〇番地他） | m ² |
| ただし、基本財産として | |
| 3 別添目録の図書、教具、校具及び備品 | |
| ただし、基本財産として | |
| 4 別添目録の預金及び現金 | 円 |
| ただし、運用財産として | |

（注） 不要の文字は、抹消すること。

預貯金等証明総括表

預貯金種別	預入先	金額	年 利 率	預金年数
		円	%	

事業計画書

1 施設・設備の整備計画

年度	事業内容	事業費	財源	実施時期
年 度	1. 体育館新築 (鉄骨2階延〇〇〇㎡)	300,000 千円	寄付金 100,000 千円 寄付金 200,000 千円	〇年〇月着工 〇年〇月完成
	2. 運動場用地買収 (山林〇〇〇㎡) 〇〇市〇〇町〇〇番地	100,000 千円	借入金 100,000 千円	〇年〇月買収
年 度				

2 その他の主要な事業計画

年度	事 項	説 明
年 度	1. 授業料の値上げ 2. 寄付金の募集 3. 給 与 改 定 4. 教職員の採用	<p>〇〇〇円を〇〇〇円に改正し，総額〇〇千円の増収を図る。</p> <p>〇〇を建築するため，総額〇〇千円の募金をする。</p> <p>前年度に比し，給与を〇%アップ（総額〇〇千円）する。</p> <p>採用教職員数 〇人</p>
年 度		

資金収支決算書 (年度)

単位：円

収 入					支 出						
費 目		収 入 決 算 額			備 考	費 目		支 出 決 算 額			備 考
		収入済額	未収金	計				支出済額	未払金	計	
寄付金	特 定				人件費	給 料					
	一 般					賞 与					
	計					諸手当					
借入金	長 期				管理経費	所定福利費					
	短 期					計					
	計										
利息	定 期										
	普 通										
	計										
その他											
						計					
						役員会	旅費交通費				
						運営費	その他				
						計					
				施 設	土地購入費						

その他					設備費	建物整備費				
						建物付設費				
	計					土地造成費				
						設計等委託費				
今年度収支計						土地購入諸費				
前年度収支計						その他				
収入合計						計				
収 支 比 較										
区 分		金額(A)	区 分		金額(B)	収支差額(A) - (B)				
前年度収入計			前年度支出計							
今年度 収入額	収入済額		今年度 支出額	支出済額						
	未収金			未払金						
	計			計						
収支 合計	収入済額		支出 合計	支出済額						
	未収金			未払金						
	計			計						
						設備費				
						校具等整備費				
						事務用設備費				
						その他				
						計				
						借入金利息				
						長期借入金利息				
						短期借入金利息				
						計				
						借入金返済				
						長期借入金返済				
						短期借入金返済				
						計				
						その他				
						計				
						今年度支出計				
						前年度支出計				
						支出合計				

1. この表は、学校法人設立準備財団（民法第34条法人）が学校法人を設立する場合に作成すること。

2. 収入済額・支出済額は、申請時現在で記入すること。

学校設置に要する経費・支払計画調書

単位：千円

区分	取得等年度		年度		年度		開設年度		年度		所要経費 合計	支 払 計 画 (支 払 時 期)
	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳	所要経費	経費等内訳				
学 校 設 置 経 費	校 地 (うち造成費)		()	取得面積 m ² 買取先 外 ○ 名								
	校舎建設費	校 舎		建築面積 m ² 構造								
		体育館		建築面積 m ² 構造								
		その他施設費		建築面積 m ² 構造								
	校舎建設費合計											
	図 書			一般教育図書 冊 専門図書 冊								
	教 具			○ 外 ○ 点								
	校 具			○ 外 ○ 点								
	備 品			○ 外 ○ 点								
	その他			○ 外 ○ 点								
計												
経常的経費												
合計												

(注) 1 経常経費は、学校法人会計基準の資金収支計算書の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費の合計額を記入すること。

2 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。

学校設置経費財源調達調書

年度区分	年度	年度	開設年度	年度	計
設置経費 A	千円	千円	千円	千円	千円
(うち校舎等建設費) B					
寄附金収入					
補助金収入					
利子収入					
その他収入					
自己財源収入計 C					
借入金収入 D					
校舎建設費に占める 借入金割合 D/B					
総計 (C+D)					

(注) 1. 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。

2. 学校設置費の財源には、日本私学振興・共済事業団から校舎等建設費（校舎等建設費の1/2を限度）に充てるために借り入れた借入金を除き、借入金等の負債は充てない。

学校開設年度の経常的経費準備金財源調達調書

年度区分	年度	年度	開設年度	計	備考
開設年度の経常的経費		千円 × 1/3 (1/2) =			千円 (最小準備金)
〇〇収入	千円	千円	千円	千円	
〇〇収入					
〇〇収入					
計					

- (注) 1 経常的経費は、学校法人会計基準の資金収支計算書の人件費、教育研究費、管理経費及び設備経費の合計額とする。
 2 特殊な場合を除き、開設年度以降に計上されることはない。
 3 経常的経費の財源には、借入金等の負債は充てない。

負債償還計画表

別添様式10

表1 要項第2条第2号, 第3号, 第5条第1号,第2号関係

単位:千円

区分	借入先	当初借入金額	借入年月日	返済期間及び利率	申請前年度末まで(設立申請時)の償還額	申請前年度末(設立申請時)現在の残高	借入金に対する返済計画(元金償還額+利息支出額)						借入金の用途等	
							申請年度	開設年度	年度	年度	年度	年度		
申請前年度末の負債残高	日本私学振興・共済事業団	千円	○年 ○月○日	○年 % (据置年)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	用途: 抵当:
	〇〇銀行													
	(学校債)													
	小計													
申請年度以降の借入予定														
	小計													
合計(A)														
年度末残高(元金+利息)														
帰属収入(B)														
帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合 A/B							%	%	%	%	%	%	%	%

表2 要項第5条第3号関係

単位:千円

	帰属収入(①)	借入金等返済支出(②)	借入金等利息支出(③)	負債償還合計(④)		負債償還率(④/①)	短期借入金への償還額を除く負債償還率
				(②+③)	うち短期借入金		
申請前年度						%	%

- (注) 1 法人全体の負債(申請年度以後に予定している負債,短期借入金等を含む。)についての償還計画を年度毎に記入すること。
 2 負債の償還が完了する年度まで欄を追加して作成すること。
 3 「借入金に対する返済計画」の項には,元金償還額と利息支出額の合計額を記載すること。
 4 「帰属収入に対する負債償還額(元金+利息)の割合」の欄は,小数点第1位(小数点第2位切り捨て)まで記入すること。
 5 表2は既設学校法人が新たに学校を新設する場合に記載するものとし,申請前年度決算の帰属収入に占める負債償還額の合計額の割合を求めること。

生徒納付金等調書

(単位：円)

年度	予定生徒数	生徒納付金			経常的経費			差引額		(J)の数が負数の場合の補填財源
		納付金名称	生徒1人当たり納付金年額(C)	収入見込額(A)又は(B)×(C)	費目	所要額	生徒1人当たり経費(E)/(B)(F)	総額(D)-(E)(J)	生徒1人当たり(C)/(B)-(F)	
開設年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						
年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						
年度	入学予定者数 人A	入学金			人件費		/	/	/	
		入学時その他納付金			教育研究経費					
	在籍予定生徒数 人B	授業料			管理経費					
		施設費			設備費					
		その他納付金								
計(D)				計(E)						

※幼稚園においては入学金を入園料、授業料を保育料と読み替えるものとする。

※開設年度から完成年度まで年度毎に作成すること。

設立代表者の権限証明書

学校法人 学園の設立代表者に（ ）を選任したことを証明する。

(設立発起人)

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

住 所
氏 名

(注) 設立発起人の履歴書を添付すること。

役員及び評議員名簿

役職名	氏名	生年月日	任期	主な職歴等	選任区分 該当条項	他の学校法人役員 兼任状況
理事長	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	
	 から . . まで		○条○項 ○号	

就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人

理事長（設立代表者） 殿

住 所

氏 名

学校法人 理事（監事・理事長）に下記の任期で就任することを承諾いたします。

任期 自 年 月 日
至 年 月 日

- ※「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- ※「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合においては合併しようとする各学校法人の理事長，組織変更認可申請を行う場合においては組織を変更しようとする学校法人の理事長とすること。

私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法
第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面

誓 約 書

各役員について、次のいずれにも該当していないことを誓約
します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当
することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日か
ら3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定に
より免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下
に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その
他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

茨城県知事 殿

学校法人

理事長（設立代表者）

※「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようと
する学校法人の名称とすること。

※「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合においては合併しようとする
各学校法人の理事長、組織変更認可申請を行う場合においては組織を変更
しようとする学校法人の理事長とすること。

宣 誓 書

理事	理事
理事	理事
理事	理事
監事	監事

上記の役員について、理事 と理事 が3親等以内の親族である以外は、3親等以内の親族又は配偶者は1人も含まれていないことを宣誓いたします。

年 月 日

茨城県知事 殿

学校法人

理事長（設立代表者）

- ※1 役員には、監事も含まれることに留意すること。
- ※2 「親族」には、「姻族」も含まれることに留意すること。
- ※3 役員の一部が変更となった場合でも、全役員名を連記すること。
- ※4 「設立代表者」は、設立準備委員会等の場合は設立代表者、設立準備財団の場合は当該財団の理事長、合併認可申請の場合は、合併しようとする各法人の理事長の連名、組織変更しようとする準学校法人の理事長とすること。
- ※5 幼稚園のみを設置する学校法人及び準学校法人については、寄附行為に特別の親族関係の制限があるので、この場合は、例文を寄附行為の制限内容に準じて、作成すること。
- ※6 寄附行為に評議員の親族関係の制限がある場合は、この宣誓書の様式に準じて作成すること。

宣 誓 書

監事

監事

上記の監事は、本法人の理事，評議員，職員（学校教職員を含む。）と兼ねていないことを宣誓いたします。

年 月 日

茨城県知事 殿

学校法人

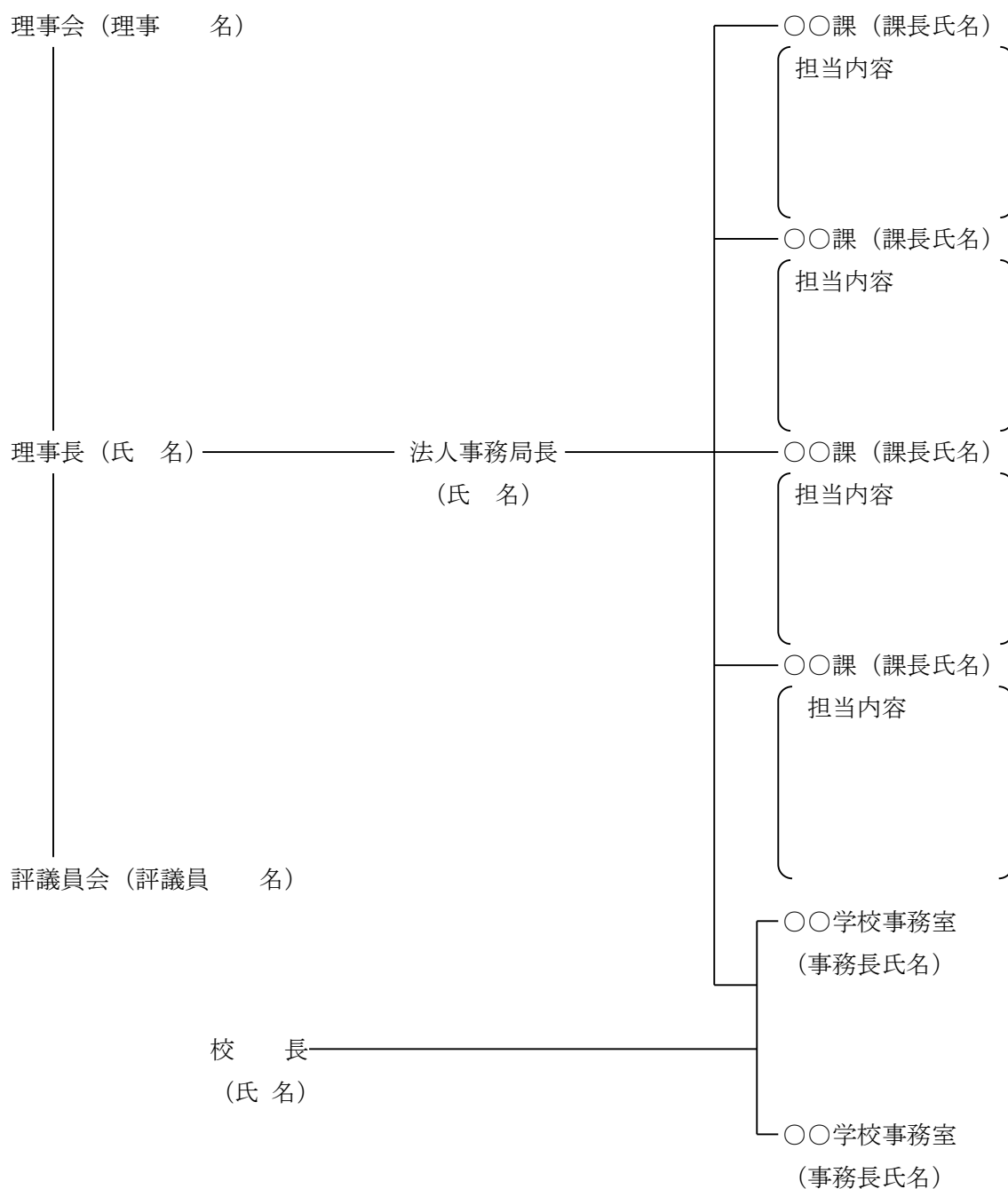
理事長（設立代表者）

* 監事全員について宣誓すること。

※「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人の名称とすること。

※「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合においては合併しようとする各学校法人の理事長，組織変更認可申請を行う場合においては組織を変更しようとする学校法人の理事長とすること。

学校法人の事務組織



寄附行為の変更条項

学校法人〇〇学園の寄附行為の一部を次のように改正する。

第〇条，第〇条，第〇条，第〇条・・・を，寄附行為の変更部分新旧比較対照表（別添様式20）のとおり改める。

付 則

この寄附行為の変更は，茨城県知事の認可の日（ 〇〇年〇月〇日）から施行する。

寄附行為の変更部分新旧比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第〇条 この法人は,前条の目的を達成するため,次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇高等学校 全日制</p> <p>(2) 〇〇中学校</p> <p><u>(3) 〇〇幼稚園</u></p> <p>(役員)</p> <p>第〇条 この法人に,次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事 6人以上8人以内</u></p> <p>(2) 監事 2人</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第〇条 この法人は,前条の目的を達成するため,次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇高等学校 全日制</p> <p>(2) 〇〇中学校</p> <p>(役員)</p> <p>第〇条 この法人に,次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事 6人</u></p> <p>(2) 監事 2人</p>

現金保有証明書

金 円 也

上記金額は、 年 月 日現在当法人事務所に保管していることを証明する。

年 月 日

学校法人

理事長

監 事

※ 寄附行為の変更を行う場合に作成すること。

学校法人

新 旧 対 照 表

	新						旧				
	氏 名	外部該当	住 所	選任条項	変更事由	就任等年月日	氏 名	住 所	選任条項	変更事由	退任等年月日
理 事 長											
(理事長以外の代表権を持つ理事) 副理事長											
理 事											
理 事											
理 事											
理 事											
理 事											
理 事											
監 事											
監 事											
理事長 副理事長 (理事長以外の代表権を持つ理事)						選	— (理事の互選) — (理事の互選)				
(定数) (現員) (任期) 理事 名 名 年 (号選任理事を除く)						任	— — 学長・校長・園長 人 — — 評議員 (評議員会選任) 人 — — 学識経験者 (理事会選任) 人				
監事 名 名 年						文	(理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する)				

【備考】

- 1 「理事長」及び「理事長以外の代表権を持つ理事」については、理事長及び理事の欄の両方に記入すること。
- 2 「理事」は、選任条項の順に記入すること。
- 3 「外部該当」欄には、外部理事（選任の段階において法人の役員又は職員でないもの。但し、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が重任した際には外部理事としてみなされる。）該当者について「外部該当」と記載すること。
- 4 「選任条項」欄は、寄附行為上の選任条項を、「第〇条第〇項第〇号」又は「〇－〇－〇」のように記入すること。
- 5 「変更事由」欄のうち、新規の理事については、「就任」、「重任」の別を記載し、旧理事の欄については「退任」、「辞任」、「死亡」、「解任」、「任期満了」、「代表権を持つ理事の変更」のように記入すること。
- 6 変更条項があった場合には、「変更事由」欄に「条項変更」と記入すること。また、重任と条項変更が重複する場合は「重任（条項変更）」と記入すること。
- 7 「就任等年月日」欄は、変更事由（「就任」又は「重任」）が生じた年月日を記入すること。
- 8 「退任等年月日」欄は、変更事由（「退任」、「死亡」等）が生じた年月日を記入すること。
- 9 寄附行為上任期の定めから除外されている理事（校長・園長等）は、任期の右欄にその条項を括弧書きすること。
- 10 「選任条文」の欄は、寄附行為上に示される選任内容（校長・評議員・学識経験者等）について記入すること。
- 11 変更を行わない役員についても必ず、氏名、住所及び選任条項を記入すること。（「変更事由」、「年月日」欄は、空欄にすること）。
- 12 欠員が生じている場合は、補充予定時期を記入すること。

新 旧 対 照 表

	新						旧				
	氏 名	外部該当	住 所	選任条項	変更事由	就任等年月日	氏 名	住 所	選任条項	変更事由	退任等年月日
理 事 長	茨城 太郎		水戸市笠原町978番6	6-1-1	重任	17. 4. 5	茨城 太郎	水戸市笠原町978番6	6-1-1	任期満了	17. 4. 4
(理事長以外の代表権を持つ理事) 副理事長	水戸 次郎		水戸市中央1-4-1	6-1-2	重任	17. 4. 5	水戸 次郎	水戸市中央1-4-1	6-1-2	任期満了	17. 4. 4
理 事	茨城 太郎		水戸市笠原町978番6	6-1-1			茨城 太郎	水戸市笠原町978番6	6-1-1		
理 事	水戸 二郎	外部	水戸市中央1-4-1	6-1-2	重任	17. 4. 5	水戸 二郎	水戸市中央1-4-1	6-1-2	任期満了	17. 4. 4
理 事	日立 三郎		日立市助川町1-1-1	6-1-2	重任	17. 4. 5	日立 三郎	日立市助川町1-1-1	6-1-2	任期満了	17. 4. 4
理 事	土浦 十郎	外部	土浦市下高津2000	6-1-2	就任	17. 4. 5	土浦 四郎	土浦市下高津1-20-35	6-1-2	死亡	17. 3. 15
理 事	古河 五郎		古河市長谷町38-18	6-1-3	重任	17. 4. 5	古河 五郎	古河市長谷町38-18	6-1-3	任期満了	17. 4. 4
理 事	石岡 六郎		石岡市石岡3165-2	6-1-3	重任	17. 4. 5	石岡 六郎	石岡市石岡3165-2	6-1-3	任期満了	17. 4. 4
監 事	筑西 七郎		筑西市下中山800	7	就任	17. 4. 5	下館 七郎	下館市下中山732-1	7	任期満了	17. 4. 4
監 事	結城 八郎	外部	結城市結城1447	7	重任	17. 4. 5	結城 八郎	結城市結城1447	7	任期満了	17. 4. 4
理事長 副理事長 (理事長以外の代表権を持つ理事)					選	5-2 (理事の互選) 5-2 (理事の互選)					
(定数) (現員) (任期) 理事 6名 6名 4年 (1号選任理事を除く)					任	6-1-1 学長・校長・園長 1人 6-1-2 評議員 (評議員会選任) 3人 6-1-3 学識経験者 (理事会選任) 2人					
監事 2名 2名 4年					文	7 (理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する)					

辞 任 届

年 月 日

学校法人

理事長 殿

住 所

氏 名

私こと一身上の都合により理事（監事・理事長）を 年 月 日付で辞任いたしたく、お届けいたします。

理事名簿

寄附行為の 選任条項区分	氏 名	寄附行為定数	補充必要数	備 考
○条○項第 1 号				
○条○項第 2 号				
○条○項第 3 号				
合 計				

※氏名の欄には残任している理事の名前を記載すること。

標準的な寄付行為の作成例

学校法人〇〇〇〇寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇〇〇と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

〇〇〇〇〇

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇人 注) 学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合は、6人以上とすること。
また、準学校法人については、6人以上とすること。
- (2) 監事 〇人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 〇〇学校長
(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人
(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係にある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（学校長、幼稚園長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄付行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了

（2）辞任

（3）死亡

（4）私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（役員報酬）

第12条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事長職務）

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを茨城県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄付行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法

人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

注) 改正私立学校法第44条の2に関連して、役員の損害賠償責任について、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条文において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、〇人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄付行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 ○人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 ○人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員のうちには、役員のうち一人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のうち一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(準用規定)

第25条 第12条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第26条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄付行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（資産総額の変更登記）

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 茨城県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては茨城県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては茨城県知事の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て茨城県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄付行為の変更

(寄付行為の変更)

第43条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に係らず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、茨城県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第44条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人〇〇〇〇の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄付行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、茨城県知事の認可の日(〇年〇月〇日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇

- 3 第24条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「学校を卒業した者の父母若しくは保護者」と読み替えるものとする。

○茨城県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる 収益事業の種類

平成21年3月30日
茨城県告示第440号

私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第2項の規定に基づき茨城県知事の所轄に属する学校法人が行うことのできる事業の種類を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成15年3月31日茨城県告示第505号で告示した茨城県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、平成21年3月31日限り廃止する。

第1 私立学校法第26条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人が行うことができる収益を目的とする事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2 収益事業の種類は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- (11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビアホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業(他に分類されないもの)

第3 収益事業の種類を寄付行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく、
公認会計士又は監査法人による監査報告書に係る
監査事項の指定等について

昭和 52 年 4 月 4 日
告示第 418 号

私立学校振興助成法（昭和 51 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項に規定する学校法人で知事の所轄に属するものが、同条第 2 項の規定に基づき知事に届け出る貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「貸借対照表等」という。）及び収支予算書の提出期限並びに同条第 3 項の規定に基づき知事に届け出る昭和 51 年度の貸借対照表等に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定（以下「監督事項の指定」という。）は、次のとおりとする。

1 貸借対照表等及び収支予算書の提出期限

- (1) 貸借対照表等の提出期限は、当該年度の翌年度の 6 月 30 日とし、当該年度に係る収支予算書の提出期限は、当該年度の 6 月 30 日とする。
- (2) 収支予算書に係る収支予算を変更した場合は変更後の収支予算書を速やかに知事に提出するものとする。

2 監査事項の指定

- (1) 昭和 51 年度における当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況
- (2) 昭和 51 年度の資金収支計算は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って行なわれ、同会計年度の資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って作成されているかどうかの状況

公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る
監査事項の指定

昭和 53 年 1 月 26 日
告示第 89 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 1 項に規定する学校法人で知事の所轄に属するものが、同条第 2 項の規定に基づき知事に届け出る昭和 52 年度以降の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。）が作成されているか否かの状況

茨城県告示第 425 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 3 項に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第 2 項の規定により知事に届け出る平成 28 年度以後の各年度の貸借対照表，収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

なお，昭和 53 年 1 月 26 日茨城県告示第 89 号で告示した公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項の指定は，廃止する。ただし，平成 27 年度以前の各年度に係るものについては，なお従前の例による。

平成 28 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って，会計処理が行われ，財務計算に関する書類（資金収支内訳表，活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

8 その他の様式集

(校地・校舎等証明申請書) →登録免許税用

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地
学校法人の名称
理 事 長 氏 名

校地・校舎等証明申請書

登録免許税免除申請のため必要ですので、下記の物件が直接保育又は教育の用に供するものであることを証明願います。

記

物件の表示

(土 地)
所在地
地 番
地 目
地 積

(校舎等)
所在地
種 類
構 造
床面積
1 階
2 階
階
計

- ※ 不要の文字は抹消すること。
- ※ 申請書は、知事が証明するための余白を有し、2部提出すること。
- ※ 学校教育法施行令第27条の2第1項第6号に基づく土地・建物権利取得届を提出していることが必要であるため、留意すること。
- ※ 証明1件(1筆)につき、手数料400円を現金又は定額小為替で納付すること。

所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号から第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

法人の主たる
事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名

当法人は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

(注) 専修学校又は各種学校のみを設置する準学校法人は、以下の場合に限る。

- ① 専修学校 所得税法施行規則第 40 条の 8 第 4 項及び法人税法施行規則第 23 条の 2 第 4 項に該当するもの。
- ② 各種学校 平成 15 年 3 月 31 日告示「所得税法施行規則第 40 条の 8 第 4 項及び法人税法施行規則第 23 条の 2 第 4 項に規定する各種学校を指定する件」に該当するもの

(添付書類)

- 1 寄附行為
- 2 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 3 申請の日を含む事業年度開始日の財産目録
- 4 申請の日を事業開始の前日 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書(収支決算書がない場合は、収支予算書)
- 5 寄附金募集要綱
 - ア 寄附金の募集目的
 - イ 寄附金募集目標額並びにその募集区域及び対象
 - ウ 寄附金募集の期間
 - エ 募集した寄附金の管理方法
 - オ 寄附金募集に要する経費

※ 学校教育法第 1 条に規定する学校のみを設置する学校法人の場合は、1 及び 5 の書類のみでよい。

※ 自主的になされる寄附は、募集要綱を作成しないのが一般的であるが、寄附金控除を受ける場合は、寄附金の用途を明らかにするため、募集要綱を作成し、添付すること。

※ 証明書の有効期間が満了した場合には、募集した寄附金の額及び用途について様式 2「寄附金募集実績報告書」により茨城県知事あて報告すること。

「所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号から第 4 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」に係る寄附金募集実績報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

法人の主たる
事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名

年 月 日付け 号で当法人が所得税法施行令第 217 条第 1 項第 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期間が満了しましたので、この機関に募集した寄附金の額及びその用途を下記のとおり報告いたします。

記

1 寄附金の募集期間

年 月 日 ~ 年 月 日

2 寄附金額

	円	(募集目標額 (達成率	円)	%)
(内訳)				
個人		件	円	
法人		件	円	
合計		件	円	

3 寄附金の使途内訳

	に充当	円
	に充当	円
	に充当	円
計		円

(学校法人用証明申請書)

租税特別措置法施行令第40条の3第3項
第4号に掲げる学校法人に関する証明書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請学校法人の主たる事務所の所在地

申請学校法人の名称

申請学校法人の代表者の氏名

当学校法人は、租税特別措置法施行令第40条の3第1項第4号に掲げる学校法人であることの証明をお願いします。

(添付書類) 学校教育法第1条校のみを設置している場合は1のみでよい。

- 1 寄附行為
- 2 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 3 申請の日を含む事業開始年度の日の財産目録
- 4 申請の日を含む事業開始の前1年以内に開始する年度の事業報告書及び収支決算書(又は収支予算書)
- 5 学校法人が設置する各学校の学則及び各学校の申請の日の属する年度の生徒等の在籍数
- 6 贈与を受けた財産の明細
- 7 学校法人の当該財産の使用目的

証明書交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者	氏 名	(卒業時の旧姓 :)
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	電話番号	※日中連絡がとれるもの
学 校 名		
課 程 ・ 学 科 名		
学 籍 番 号		
入 学 年		
卒 業 年		

卒業証明書	通
成績証明書	通
合 計	通

使 用 目 的	
提 出 先	

- 注1 身分証明書（運転免許証，健康保険証，パスポート等）のコピーを添付してください。
 2 証明書1通につき400円の定額小為替を同封してください。
 3 返信用封筒（宛名明記，切手貼付のもの）を同封してください。

1 廃校したため茨城県が証明書を交付する学校（令和3年2月現在）

学校名	所在地
関東理工専門学校	取手市本郷 1-6-6
関東理工自動車専門学校	取手市新川 722-1
日本医療秘書専門学校	取手市寺田 5237-9
専修学校つくば総合高等学園 （旧：関東高等専修学校）	取手市本郷 1-6-6

2 申請方法

交付申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付して私学振興室へ提出してください（郵送可）。

必要な書類	備考
身分証明書の写し	運転免許証、健康保険証、パスポート等本人であることを確認できるものの写しを提出してください。
手数料 （1通 400円）	交付申請書を郵送する場合は、手数料分の定額小為替（ゆうちょ銀行又は郵便局で発行。「指定受取人欄」は無記入）を同封してください。
返信用封筒	証明書の郵送を希望する場合は、必要な料金分の切手を貼付し、宛先を明記した封筒を提出してください。

<郵送先、問合せ先>

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課私学振興室

電話 029-301-2249

FAX 029-301-2245

E-mail somu6@pref.ibaraki.lg.jp

年 月 日

茨城県知事 殿

(設置者) 住所
法人の名称
代表者氏名

学 則 証 明 申 請 書

別添学則が 学校学則であることを証明願います。

- 1 証明申請部数 部
- 2 使用目的

- ※ 添付する学則は、知事に提出済みのものであること。
- ※ 証明を必要とする部数の副本を添付すること。
- ※ 茨城県証明手数料徴収条例に定める手数料を納付すること。

年 月 日

茨城県知事 殿

(学校) 所在地
名 称
校長名

生徒等旅客運賃割引証交付申請書

このことについて、下記により交付されるよう申請します。

記

- | | | | | |
|---|---------------|---|---|--|
| 1 | 交付申請枚数 | 枚 | | |
| 2 | J R 指定番号 | | | |
| 3 | J R 指定学科及び生徒数 | 科 | 人 | |
| | | 科 | 人 | |
| | | 計 | 人 | |

- ※ 生徒数等は、申請時の現員を記入すること。
- ※ 小・中・高校は、J R 指定番号の記入を要しない。
- ※ 受領証も併せて提出すること。

年 月 日

茨城県知事 殿

(学校) 所在地
名 称
校長名

生徒等旅客運賃割引証受領証

下記の枚数を受領しました。

記

受領枚数 枚

別紙様式 2

年 月 日

茨城県総務部総務課長 殿

学校名
 学校長氏名

生徒・園児の事故等について（報告）

上記のことについて、下記のとおり報告いたします。

記

被害・加害・事故・病気 その他（ ）	学 年	第 年長・年中・年少	学 年	氏 名	
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故の状況					
処理及び対応等 (警察の対応状況含む)					
再発防止策等 今後の取組					

- ・「被害・加害・事故・病気・その他」欄は該当する項目に○印をつけること。
- ・事故現場の位置を示す地図等を添付すること。

自然災害(台風, 地震, 降雪等)による被害状況調査について

報告年月日

○ 物的被害の内容

単位:千円

物的被害状況	被災度 区分	被害額 (概算)

○ 学校の基礎情報等

学校種	設置者名
幼	(学)
学校名	
幼稚園	

○ 人的被害の内容

単位:人

児童生徒等				教職員等				被害者の情報、被災状況等
軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	

○ 取り残されている学校(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設は除く)

児童生徒/教職員	人数	理由 (交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 休校・短縮授業の措置を行った学校

休校/短縮	理由 (交通手段の遮断、津波による被害、等)

○ 避難先となっている学校

状況 (収容数, 最大収容人数, 等)

別紙様式

※サーベイランスシステムによる報告が困難な場合、本様式を用いて報告すること。

年 月 日

保健所長 殿

総務部総務課私学振興室長 殿

学校(施設)名

学校(施設)長名

所在地

児童・生徒数

担当者名

電話番号

インフルエンザ様疾患発生状況報告書

インフルエンザ様疾患集団発生の状況は、下記のとおりです。

記

1 休校(園)

在籍数A (人)	患者数B(人)			罹患率 B/A(%)	欠席率 D/A(%)	休校(園)期間 (○日～○日(○日間))
	出席患者C	欠席患者D	計C+D			

2 学年閉鎖

措置学年等 (○年)	在籍数A (人)	患者数B(人)			罹患率 B/A(%)	欠席率 D/A(%)	閉鎖期間 (○日～○日(○日間))	当該学 年の学 級数
		出席患者C	欠席患者D	計C+D				
合計								

3 学級閉鎖

措置学年等 (○年○組)	在籍数A (人)	患者数B(人)			罹患率 B/A(%)	欠席率 D/A(%)	閉鎖期間 (○日～○日(○日間))	当該学 年の学 級数
		出席患者C	欠席患者D	計C+D				
合計								

<参考事項>

1入院患者数(人)		2学校(施設)内の 流行状況	
-----------	--	-------------------	--

※1学年1学級のときは、学年閉鎖とする

(県届出様式1)

年 月 日

茨城県知事 殿
(総務部総務私学振興室扱い)

所在地
学校名
校長名

海外修学旅行等実施届

このたび、〇〇学校(〇年生〇〇名, 引率教員〇名)が学校教育活動の一環として、別添旅行日程等により、〇〇〇へ旅行することとなりましたので、事前にお届けします。

(別添)

1. 外務省宛届出書式(別添1)
2. 日程表(日程・目的地含む)
3. ホームステイ先一覧(該当する場合のみ)

修学旅行担当者 職 名 :
氏 名 :
連絡先 :

旅行届（書式）

（別添1）

		記 入 欄	備 考
1	行き先		
2	経由地（乗り継ぎ地）		
3	期間		
4	参加人数	合計 人（生徒 人，引率教員 人）	
5	「たびレジ」登録	一行代表者名： 月 日に登録済み	
6	学校名		
7	学校：住所	〒	
8	学校：電話番号		
9	学校：FAX 番号		
10	学校：連絡責任者氏名		
11	学校：夜間緊急連絡先		
12	フライト番号：往路		
13	フライト番号：復路		
14	フライト番号：その他		
15	取扱旅行会社名		
16	旅行会社：電話番号		
17	旅行会社：担当者		
18	現地代理店		
19	保険会社名		
20	保険会社：電話番号		
21	現地宿泊先 1 月 日（）～ 月 日（）		
21	現地宿泊先 2 月 日（）～ 月 日（）		
21	現地宿泊先 3 月 日（）～ 月 日（）		
21	現地宿泊先 4 月 日（）～ 月 日（）		

年 月 日

茨城県知事 殿

私立〇〇〇学校長
(担当 TEL - -)

海外修学旅行等に伴う個人識別情報提供義務の免除について

今般、学校教育活動の一環として、 に旅行することとなり、以下のとおり外国人生徒又は、
学生の身元保証を行ったので、報告します。

身元を保証する外国人生徒リスト

教育機関名

	外国人登録番号	在留資格	国籍	氏名			生年月日	性別	旅券番号	入国予定日時		再入国予定港	便名
				Last Name	First Name	Middle Name				日にち	時間		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※氏名、生年月日、性別、旅券番号については、半角・英数字で記載してください。

※氏名については、旅券上Last, First, Middleネーム順に記載してください。

※生年月日については、年(4ケタ)、月(2ケタ)、日(2ケタ)の順で記載してください。

※性別については、男性は「M」、女性は「F」と記載してください。

9 茨城県私立学校審議会関係規定

○茨城県私立学校審議会の委員の定数

平成19年1月30日

茨城県告示第84号

私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県私立学校審議会の委員の定数を12人とする。

なお、昭和25年茨城県告示第143号(茨城県私立学校審議会の委員の定数)は、廃止する。

○茨城県私立学校審議会運営規則

第1条 会議は、会長が招集する。

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第4条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは、この限りでない。

第5条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第6条 建議案を提出しようとする者は、案を作り3人以上の賛成者と連署して、会長に差し出さなければならない。

第7条 修正の動議を提出しようとする者は、案を作り議長に差し出さなければならない。ただし、軽易な修正は、口頭で述べることができる。

第8条 動議は賛成がなければ議題とすることができない。

第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる事件について会議に出席し、発言しようとするときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

第10条 議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の時は、議長の決するところによる。

第11条 この規則に規定していない事項については、必要に応じ知事の承認を得て会長が定める。